

公益財団法人高知県消防協会定款

改正 平成 26 年 6 月 13 日
改正 平成 27 年 2 月 20 日
改正 平成 27 年 6 月 12 日
改正 平成 28 年 2 月 19 日
改正 平成 30 年 2 月 2 日
改正 令和 3 年 4 月 26 日
改正 令和 5 年 10 月 31 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人高知県消防協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、消防思想を普及し、消防技術の向上と消防活動の強化を図るとともに消防団等の活性化を推進することにより、社会の災害の防止と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火・防災思想の普及・啓発
- (2) 消防技術の習得と向上、普及のための事業
- (3) 消防職・団員、消防機関及び消防功労者等の表彰
- (4) 消防殉職者及びその遺族に対する弔慰救済事業
- (5) 消防団の活性化、加入促進及び災害等の支援に関する事業
- (6) 消防講習会、消防研修会の実施及び助成
- (7) 消防関係団体等が実施する事業の協力及び連絡調整
- (8) 消防職・団員の福祉厚生に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）172 条 2 項に規定するこの法人の目的である事業を行う

ために不可欠なものとして定めた財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、第22条第2項の規定により選定された会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員21名以上31名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 13 条 評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員に費用を弁償することができる。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任並びに理事及び監事の選任又は解任
- (2) 評議員等に対する報酬等の支給の基準
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8 名以上 12 名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、7名以内を副会長、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって、法第197条において準用する同法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 3 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 常務理事は、会長及び副会長の命を受け、会務を掌理し、かつ会計事務を担当する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任中の理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠として、又は増員により選任された監事の任期は、前任者又は他の在任中の監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、増員により選任された監事の選

任時が他の在任中の監事の選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時を経過している場合には、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 5 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 この法人は、法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任のうち理事又は監事の損害賠償責任は、これらのものが職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任のうち理事（法第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項に規定する理事をいう。）又は監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、法令の定める最低責任限度額とする。

(名誉会長及び顧問)

第 29 条 この法人の事業を遂行するため必要がある場合は、理事会及び評議員会の議決を経て名誉会長及び顧問を設けることができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

- 3 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、顧問に費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 38 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局職員は、会長が任免する。ただし、事務局長の選任は理事会の承認を得なければならない。
- 4 事務局に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 11 章 会員

(会員)

第 42 条 この法人の目的を達成し、第 4 条の事業を行うためこの法人に次に掲げる者を会員とする。

- (ア) この法人の目的に賛同し、事業に協力する高知県内の消防団員及び消防職員
- (イ) 事業の経費を負担する高知県内の市町村、一部事務組合及び消防関係機関
- 2 前項の会員のほか、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。
- 3 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補則

(地域の消防団体等との連携、協力)

第43条 この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、県内の地域の消防団体等に第4条に規定する事業の協力を依頼するとともに、事業の円滑な運営のために連携するものとする。

2 前項の協力及び連携についての必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(委任)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は、友村 承蔵とする。

3 法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

野 町 久壽昭
武 市 憲 雄
別 役 隆 雄
西 村 史 郎
明 神 量 弘
鍋 島 雅 俊
岡 本 憲 正
倉 橋 新 一
竹 村 和 喜
小 松 敏 夫
中 村 一 誠

附 則 (平成26年6月13日)

この定款は、平成26年6月13日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 20 日）

この定款は、平成 27 年 2 月 20 日から適用する。

附 則（平成 27 年 6 月 12 日）

この定款は、平成 27 年 6 月 12 日から適用する。

附 則（平成 28 年 2 月 19 日）

この定款は、平成 28 年 2 月 19 日から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 2 日）

この定款は、平成 30 年 2 月 2 日から適用する。

附則（令和 3 年 4 月 2 6 日）

この定款は、令和 3 年 4 月 2 6 日から施行し、令和 3 年に開催する定時評議員会の日から適用する。

附則（令和 5 年 1 0 月 3 1 日）

この定款は、令和 5 年 1 0 月 3 1 日から施行し、令和 5 年 9 月 7 日から適用する。